



盛岡市地域みらい農業人材支援事業 (農業用機械・施設等の補助)

令和8年度二次募集を開始します

- ・修繕費にも活用いただけます！
- ・小規模な経営でも活用いただけます！
- ・今年度からスマート農業機器等も対象になります！



補助内容

補助対象メニュー		補助率	補助上限
①	農業用ドローンの購入費	2 分の 1	1 台につき60万円
②	農業用ドローンオペレーター講習の受講料		1 名につき15万円
③	遠隔操作等草刈機の購入費		1 台につき60万円
④	その他スマート農業機器の購入費		1 台につき50万円
⑤	その他の農業用機械・施設の購入費		認定農業者20万円 その他の農業者10万円
⑥	農業用機械・施設の修繕費		

※1 ①～③は、補助対象者あたり2台（名）までが限度です。

※2 ④は、補助対象者あたり1台までですが、同一の機器を導入する場合2台までが限度です。

※3 ⑤は、中古（残存耐用年数2年以上）を含みます。

※4 ⑤～⑥は、1件10万円以上の事業が対象です。

申請期間

令和8年10月1日（木）～10月30日（金）17時まで（必着）

申請方法

盛岡市公式ホームページに掲載される交付申請書に、必要書類を添えて申請してください。（右の二次元コードからアクセスできます。）



【申請・相談先】

窓口：盛岡市役所 農林部農政課 経営支援係

住所：〒020-8531 盛岡市若園町2-18 盛岡市役所若園町分庁舎

電話：019-613-8458

※玉山地域の方は、玉山総合事務所産業振興課でも受付しております。

交付の要件、スケジュールは裏面をお読みください

交付要件

1 必須要件

頑張る農家さんを応援します！



詳しくは、HPに掲載される要綱を御覧ください。

- (1) 補助を受けた翌年度から4年間は農業経営を継続することについて強い意欲を有している方
- (2) 市内に住所（法人の場合は主たる事業所等）を有する個人又は法人
- (3) 市内の農地を10アール以上耕作している方
- (4) 令和7年に農作物の出荷又は販売実績がある方
- (5) 国や県等の支援事業の活用の見込みがない方
- (6) 補助対象メニュー⑤及び⑥の場合は、令和7年の農業所得が次のいずれかに当てはまる方
 - ア 認定農業者で200万円以下
 - イ ア以外で50万円以下
- (7) 親元就農給付金又は経営開始資金の交付を受けていない方
- (8) 市税を滞納していない方

2 加点要件（予定）

予算を超える応募があった場合は、加点要件によるポイントが高い方から順に交付を決定します。

- (1) 補助実施の緊急度（経営面積、現有機械の経過年数）
- (2) 条件不利地での営農（傾斜、小区画）
- (3) 補助事業の活用機会（過去の機械等補助事業の活用歴）

交付の流れ

申請前や交付決定前に着手した取組は、補助の対象にできません。

申請期間
10月1日～10月30日

交付決定
～12月上旬頃

事業実施
(発注)

完了報告
令和9年3月末まで

完了検査
(写真撮影)

補助金交付